

○争議行為の通知の公表

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定により、岐阜県民主医療機関連合会労働組合から労働条件の改善等の要求に関して争議行為を行う旨の通知があるので、労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の4第4項の規定により、次のとおり公表する。

令和5年11月10日

岐阜県知事 古田肇

1 争議行為の行われる日時

令和5年11月27日午前8時30分以降、12月末日まで

2 争議行為の行われる場所

みどり病院（所在地岐阜市）、すこやか診療所（同）、華陽診療所（同）
及びこがねだ診療所（所在地関市）の全職場

3 争議行為の概要

前項の職場において、保安要員を除き、争議行為を実施する。